三　省令附則第二条第二項に規定する総務大臣が認める地方公共団体は、次の市区町村のとおりとする。

都道府県名	市区町村名
北海道	留寿都村、喜茂別町、京極町、古平町、浦幌町
青森県	新郷村
岩手県	大槌町、普代村、野田村
宮城県	登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大衡村、色麻町、美里町
山形県	天童市、尾花沢市、中山町、西川町、大江町、大石田町、真室川町
福島県	大玉村、下郷町、檜枝岐村、南会津町、三島町、棚倉町、塙町、鮫川村、浅川町、三春町
茨城県	下妻市、笠間市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、かすみがうら市、大洗町、大子町、八千代町、五霞町
栃木県	足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
群馬県	下仁田町、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町
埼玉県	三郷市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町
千葉県	袖ケ浦市、匝瑳市、横芝光町
東京都	青梅市、清瀬市、武蔵村山市
神奈川県	南足柄市、綾瀬市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村
新潟県	加茂市
山梨県	道志村、小菅村、丹波山村
長野県	飯田市
静岡県	裾野市、牧之原市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、清水町、長泉町
大阪府	泉南市、四條畷市
奈良県	三宅町
和歌山県	海南市、新宮市、紀美野町、古座川町
鳥取県	岩美町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、北栄町、日吉津村、伯耆町、日野町
佐賀県	有田町
長崎県	諫早市、平戸市、松浦市
熊本県	玉東町

備考　表中の［　］の記載は注記である。

三　［同上］

都道府県名	市区町村名
北海道	留寿都村、喜茂別町、京極町、古平町、浦幌町
青森県	新郷村
岩手県	大槌町、普代村、野田村
宮城県	登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大衡村、色麻町
山形県	天童市、中山町、西川町、真室川町
福島県	大玉村、下郷町、南会津町、三島町、鮫川村、三春町
茨城県	下妻市、笠間市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、かすみがうら市、大洗町、大子町、八千代町、五霞町
栃木県	足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
群馬県	下仁田町、中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、東吾妻町
埼玉県	三郷市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、神川町、上里町、寄居町、杉戸町
千葉県	袖ケ浦市、匝瑳市、横芝光町
東京都	青梅市、清瀬市、武蔵村山市
神奈川県	南足柄市、綾瀬市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、愛川町、清川村
新潟県	加茂市
山梨県	道志村、小菅村、丹波山村
長野県	飯田市
静岡県	裾野市、牧之原市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、清水町、長泉町
大阪府	泉南市、四條畷市
奈良県	三宅町
和歌山県	海南市、新宮市、紀美野町、古座川町
鳥取県	岩美町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、北栄町、日吉津村、伯耆町、日野町
佐賀県	有田町
長崎県	諫早市、平戸市、松浦市
熊本県	玉東町

附　則

この告示は、公布の日から施行する。